

徳島県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    申請人

三俣土地改良区

二    地区名

三俣地区

三    縦覧期間

令和四年六月三十日から

令和四年七月二十八日まで

四

縦覧場所

鳴門市役所